

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は事業運営にあたって、コーポレート・ガバナンスの充実を企業の社会的責任として自覚するとともに、社会的価値を高めることを経営の最重要課題のひとつとして認識しております。コーポレート・ガバナンスの充実を図ることによってリスク管理を徹底し、企業価値を向上していくことが、株主の皆様をはじめとする当社のステークホルダーに対する責務であるとの考えに基づき、経営の透明性・健全性の確保、コンプライアンスの遵守に取り組んでおります。

また、当社は、2006年3月の株式移転により持株会社となりました。これは、事業子会社の取締役に業務執行権限を付与し、執行責任を明確にするとともに、当社取締役は各子会社の執行状況を監督統制する仕組みを具体的に実現したものであり、コーポレート・ガバナンスの実効性を組織面から担保するものであります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉川 隆	14,590,680	46.62
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	2,130,800	6.81
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	1,585,000	5.06
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140042	1,291,455	4.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	889,200	2.84
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN(CASHPB)	858,050	2.74
株式会社日本カストディ銀行(証券投資信託口)	765,000	2.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	478,500	1.53
ERSTE GROUP BANK AG / UCITS CLIENTS	433,480	1.39
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE UKDP AIF CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	400,000	1.28

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明 更新

上記のほか当社所有の自己株式4,109,923株(11.61%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8 月
業種	建設業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社及び上場子会社を有しておりませんので該当する事項はありません。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	その他の取締役
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
中島 一雄	税理士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先 (d、e及びiのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
中島 一雄		----	中島一雄氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、税理士としての専門的な知識に精通し、様々な企業の顧問を務めており、企業経営に対する機敏を有しております。これらの経験を活かすことにより、当社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し、選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

[監査役関係]

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人との定期的な会合を実施し、会社の運営に関する意見の交換を行い、意志の疎通を図っております。また、内部監査部門による当社及び子会社の監査結果については、監査室より定期的に報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
渡部 邦昭	弁護士													
高橋 健	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
渡部 邦昭	○	----	渡部邦昭氏は、弁護士として培われた専門知識・経験等を当社の監査体制に活かしていたと判断し、選任しております。また、同氏は、当社との間に特別な利害関係は存在しないことから、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しています。
高橋 健		----	高橋健氏は、企業経営における豊富な経験と幅広い識見を活かし、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけると判断し、選任しております。

[独立役員関係]

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

その他

該当項目に関する補足説明

株主総会で承認を受けた報酬限度額の範囲内で月額報酬と業績を勘案した役員賞与を支給しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

連結報酬等の総額が1億円以上である者については、個別の報酬を開示しており、その報酬は以下のとおりです。
吉川 隆 107百万円 (内訳 株式会社ウエストホールディングス 基本報酬87百万円、賞与20百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額については、株主総会の決議により報酬等の限度額を決定しています。各取締役の報酬等の額は、月額報酬と賞与で構成されており、業績並びに職務の重要性等を勘案した上で取締役会の決議により決定しています。各監査役の報酬等の額は、監査役の協議により決定しています。なお、取締役の報酬限度額は2013年11月26日開催の定時株主総会において、年額700百万円以内 (決議当時10名、取締役の報酬額には使用人兼務取締役の使用人分としての給与は含まない)、監査役の報酬限度額は2007年11月29日開催の定時株主総会において、年額80百万円以内 (決議当時3名) と決議されております。

[社外取締役 (社外監査役) のサポート体制]

取締役会の開催に際して、資料の事前配布、必要な案件については事前に説明を行うなど情報の提供に努めております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
永島 歳久	相談役	当社業務に関する金融機関等の 対外交流支援 若手社員の指導及び育成	常勤・報酬有	2018/11/20	定めなし
野口 昭	最高顧問	当社業務に関する金融機関等の 関係維持強化	常勤・報酬有	2011/11/25	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

2 名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

取締役会は、経営上の意思決定及び業務執行の監督を行う機関として位置付け、運用を行っております。2020年11月25日現在、当社の取締役会は、代表取締役2名、取締役5名（うち社外取締役1名）の計7名で構成されております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速かつ適切な意思決定を行っております。取締役会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めた取締役が務め、構成員は、吉川隆、江頭栄一郎、大迫拓生、対馬将夫、勝又伸生、椎葉栄次、社外取締役の中島一雄であります。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役2名）で構成されております。監査役は取締役会等重要な会議へ出席し、必要に応じて意見を述べるとともに、重要文書の閲覧等を通じて、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況について監査を実施しており、会計監査人や内部監査部門と連携を図る体制を整えております。監査役会の議長は、常勤監査役奥崎裕司が務め、その他の構成員は社外監査役の渡部邦昭及び高橋健であります。

内部監査は、監査室が経営の効率性、健全性の確保を目的に、監査役会や監査法人と連携を図りながら、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、社内各部門及びグループ会社に対して経営監査・業務監査を実施しております。

監査室は代表取締役社長に内部監査報告書を提出し、監査対象組織に対して指摘事項への回答、問題点の是正を求め、実施状況を確認しています。また、同じく金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の評価及び報告を監査室で実施しています。監査室の要員数は2名（2020年8月31日現在）です。

会計監査人は太陽有限責任監査法人を選任しております。監査役、監査室、及び会計監査人は、必要に応じて随時情報の交換を行うことにより相互の連携を高めております。また、業務を執行した公認会計士の氏名および監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士

業務執行社員 本間 洋一

業務執行社員 篠塚 伸一

・監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他15名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、会社法における会計監査人設置会社及び監査役会設置会社であります。

現在の体制を選択している理由は、取締役会により適確な意思決定・業務遂行を行いつつ、社外監査役2名を含む監査役会による経営監視体制が、経営の透明性及び健全性の強化を図るために有効に機能していると判断したためであります。

また、経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を選任しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、早期発送に努めてまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回（通期）、アナリスト・機関投資家向けに決算説明会を開催しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに適時開示情報、決算情報などを掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	独立した部署はございませんが、特定の担当者が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループは、Japan-CLPに賛助会員として加盟し環境保全活動に取り組むことで、脱炭素社会の実現に貢献します。 また、カンボジアにおいて小学校再建を行う等、様々な社会貢献活動についても積極的に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	決算説明会、プレスリリース、ホームページ等を通じて、適宜情報発信しております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①当社は、コンプライアンス（法令及び定款遵守）を経営の最重要課題と位置づけ、会社理念に基づいた内部統制システムの構築とグループ子会社を含めた全体（以下「当社グループ」という）のコンプライアンス体制の確立に努める。
- ②当社グループは、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に職務遂行を監督することで、当社グループの取締役が法令及び定款に違反する行為を未然に防止する。
- ③当社グループ取締役が他の当社グループ取締役の法令及び定款違反行為を発見したときは、直ちに当社監査役及び取締役会に報告するとともに是正を図る。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社グループの使用人は、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて取締役の職務の執行に係る情報を適切に保存、管理する。
- ②上記の情報は、取締役及び監査役が取締役の職務執行を監督・監査するために必要と認める時はいつでも閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程等に基づき、当社グループのリスク分析及び対策の実施状況等を当社グループの責任者が出席するリスク・コンプライアンス委員会において監視する。
- ②当社代表取締役が直轄する監査室は、当社グループにおけるリスク管理体制を監査し、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、適宜当社取締役会及び監査役会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則月1回開催し、重要事項の意思決定を行う。また、必要に応じて適宜開催するものとする。
- ②グループ子会社の親会社である当社は、当社グループにおける職務権限規程等の意思決定に関する規則を整備することにより、子会社取締役が付与された業務執行権限の明確化を図り、適正かつ効率的な職務執行が行われる体制を構築する。

5. 当社グループ使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①法令、定款及び社内規則等を遵守した行動をとるため、当社グループ内に周知徹底と遵守の推進を図る。これらに違反する行為などが行われていることを知り得た場合、公益通報として通報相談を受け付ける社内通報窓口を設ける。
- ②取締役は、取締役会での業務執行状況の報告等を通じ、他の取締役の職務執行が法令及び定款に適合しているか相互に監視する。
- ③業務執行部門から独立した監査室は、当社グループの内部監査を定期的に実施し、その結果を被監査部門、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、必要に応じて当社取締役会及び監査役会に報告する。

6. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①当社は持株会社として、当社グループ共通の会社理念に基づき、当社グループの統制環境の整備、啓蒙、各社事業の状況に関する定期的な報告聴取と諸問題についての事前協議を行う。
- ②業務執行部門から独立した監査室は、当社グループの内部監査を定期的に実施し、その結果を被監査部門、当社代表取締役及び常勤監査役に報告する。また、必要に応じて当社取締役会及び監査役会に報告する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

- ①当社監査役が使用人を求めた場合は、速やかに設置する。当該使用人の指揮命令権は監査役にあり、取締役からは、指揮命令を受けない独立性を確保する。
- ②当該使用人の任命、人事異動等の人事権に関する事項の決定においては、当社常勤監査役の同意を必要とする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①当社グループの取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある不正の行為、法令及び定款に違反する重大な事実又はその他事実を発見したときには、当該事実を当社の監査役に報告する。当社グループの取締役及び使用人は、その業務について監査役から説明を求められたときには、速やかに報告する。
- ②適正な目的に基づき監査役に報告した当社グループの取締役及び使用人は、同報告を理由として不当な取扱いを受けない。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役の監査が実効的に行われることを確保するため、内部監査担当部署及び取締役は、監査役と緊密に連携する。
- ②重要な会議体への監査役の出席を必要に応じて求め、監査役による監査機能の実効性向上に努める。
- ③当社グループ監査役の職務の執行に関して発生する費用等については、各監査役の請求に基づき速やかにこれを支払う。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害を防止するための体制

反社会的勢力と一切の関係を遮断し、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告及び対応に係る体制を整える。また、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、毅然とした態度で対応する。

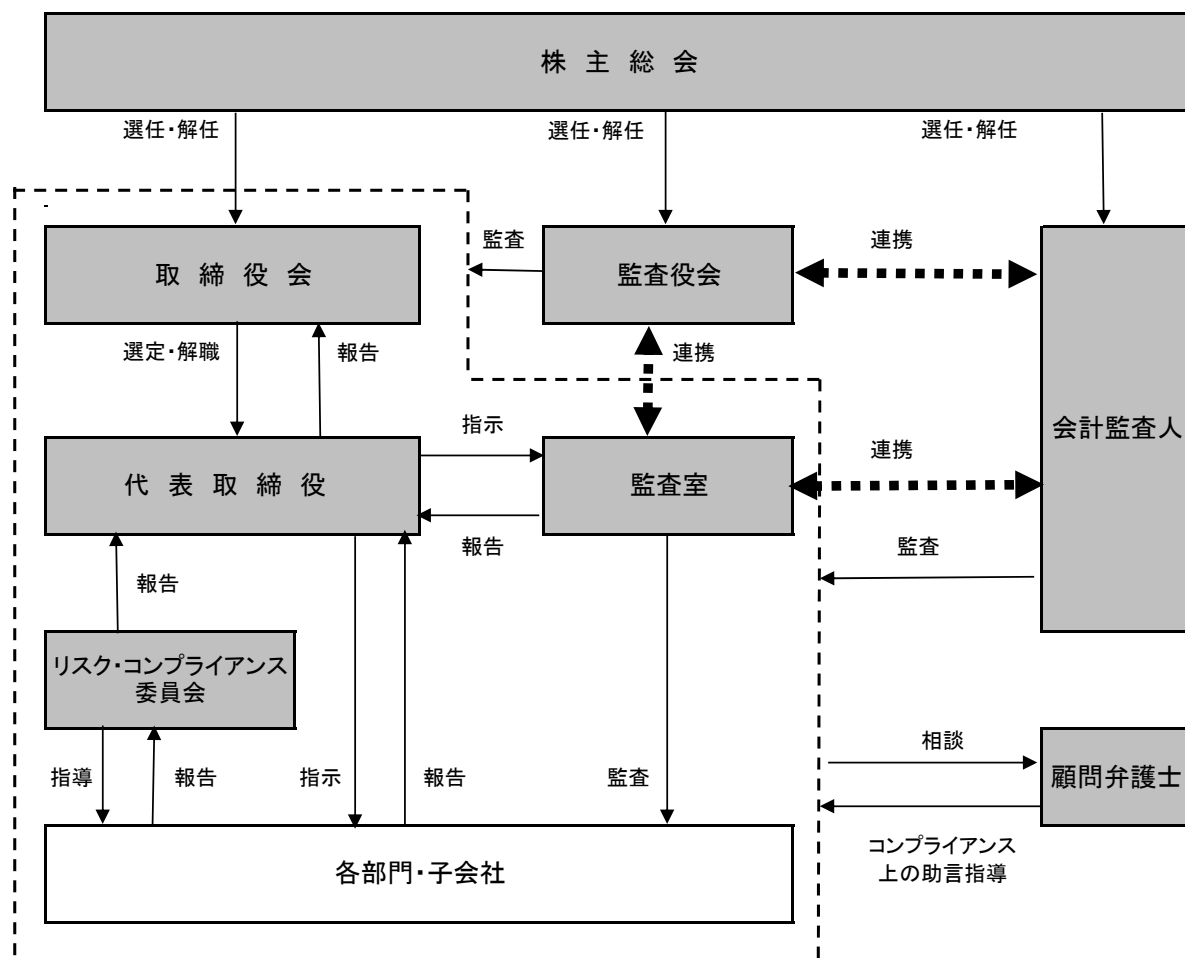
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【 参考資料 1 : コーポレート・ガバナンス体制模式図 】



【 参考資料 2 : 適時開示体制模式図 】

